

子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費の精算が過大

2件 不当金額(支出) 649万円

(前年度 4件 1299万円)

1 負担金の概要

子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、教育又は保育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(支給認定子ども)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(これらを「民間保育所等」)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{負担金の交付額}} = \left(\boxed{\text{費用の額①}} - \boxed{\text{利用者負担額②}} \right) \times \boxed{\text{国庫負担率(1/2)}}$$

国庫負担対象事業費

- ① 費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、支給認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の支給認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額による。そして、各種加算には、民間保育所等が当該施設において運営管理の業務に常時従事している所長を配置しているなどの要件を満たしている場合に計上される所長設置加算や、主任保育士を保育計画の立案等に専任することができるよう代替保育士を配置しているなどの要件を満たしている場合に計上される主任保育士専任加算等がある。
- ② 利用者負担額は、支給認定に係る保護者及びその配偶者の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に各支給認定子どもにつき1人当たり月額で定められている利用者負担の上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した支給認定子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した年間の合計額による。

2 検査の結果

2県の2事業主体は、誤って、所定の要件を満たしていないのに費用の額の算定に当たり所長設置加算や主任保育士専任加算を計上しており、費用の額を過大に算定するなどしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金相当額計649万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
福島県	福島市	子どものための教育・保育 給付費国庫負担金	平成 27、28	円 53億6445万	円 26億8222万	円 966万	円 483万
群馬県	富岡市	同	28	8億4469万	4億2234万	332万	166万
計	2事業主体			62億0915万	31億0457万	1298万	649万